

【新型コロナウイルス緊急事態宣言下における集団フッ化物洗口の実施について】

2020年4月20日
一般社団法人日本口腔衛生学会

新型コロナウイルスの流行により、フッ化物洗口による飛沫で感染リスクが高まるかもしれないとの危惧から、地域によっては施設・学校においてフッ化物洗口の実施を止める方が良いのではないかと心配の声が聞かれます。

施設・学校等が休校となっている場合は、自宅等で生活している児童がストレスや生活の変化によってう蝕を含む歯科疾患に罹患しやすくなるのが危惧されます。また、登校を継続している学校であっても、実施しているフッ化物洗口を中断した場合、う蝕罹患状況の悪化を招く可能性が高まります。本学会としては、現在の状況を鑑みますと、一時的な中断はやむを得ない地域もあると思います。しかし、事態が収束したら、早急に再開することを強く勧めます。したがって、一時的な洗口事業の中断を選択する前に、国や地方自治体の緊急事態宣言等が撤回されたときには、速やかにフッ化物洗口を再開することを地域の関係者で決めておくことが大切です。

また、小児のう蝕予防の重要性に配慮する観点から、こうした状況下であってもフッ化物洗口の継続を検討できる地域にあっては、より安全な洗口を実施するため、以下の点を考慮されることを勧めます。

感染症対策の日常生活での基本は“手洗い”や“うがい”の励行といった生活習慣の確立です。新型コロナウイルスは、飛沫感染や接触感染すると考えられていますので、洗口の実施、とくに児童たちが洗口場において一緒に吐き出す方法を採用している場合は、以下の点に配慮して3密（密閉、密集、密接）を避けるようにしてください：①集団で洗口場に行かない、②洗口場では間隔をおいて吐き出す、③窓を開けて洗口場の通気をよくしておく。これまでのほとんどの感染は、①感染者から咳やクシャミで散った飛沫を直接吸い込む、②飛沫が目に入る、③手指についたウイルスを介してと、3つの経路で起こっています。児童がフッ化物洗口を行うにあたり、まず、ブクブクうがいのときには口を閉じて行うため、飛沫が飛び散ることは少ないと考えられますので、児童が口を閉じてブクブクうがいをしているか確認してください。また吐き出す際のしぶきでエアロゾルが発生する可能性があるため、漱口液を吐き出させるときにはできるだけ低い位置でゆっくり吐き出すように指導してください。児童が漱口液を吐き出すときには、できるだけ口元に近い位置で漱口液を紙コップの中に吐き出すようにすれば、飛沫の飛散の可能性がより少なくなります。さらに、吐き出された漱口液をティッシュペーパーに十分吸収させるために、そのティッシュペーパーを一枚多く用いることがあってもよいでしょう。できれば、この機会に紙コップの使用に切替えることを検討してください。

フッ化物洗口が中断された場合には、う蝕のリスクが増加することが知られています。フッ化物洗口の実施が中断された期間は地域の歯科医院から、家庭でのフッ化物洗口を指導して個人的に継続することが勧められます。また同時に、家庭においては家族全員とともにフッ化物配合歯磨剤の使用を勧めます。

【コロナ禍における「フッ化物洗口実施上の留意点」について】

コロナ禍においても、安全にフッ化物洗口ができるよう、「フッ化物洗口実施上の留意点」を作成し大分県教育庁体育保健課から以下の通知を行った。

○令和2年6月3日 教委体第601号 県立中学校・特別支援学校あて通知文

学校におけるフッ化物洗口の実施について(通知)

学校におけるむし歯予防対策の推進については令和2年5月22日付教委体第537号にて通知したところですが、学校再開後のフッ化物洗口の実施にあたっては、特に別紙「フッ化物洗口実施上の留意点」を参考にして適切に実施するよう願います。

○令和2年9月14日付 教委体第1426号にて 一部改訂

○令和3年3月15日付 教委体第2595号にて 一部改訂

【フッ化物洗口実施上の留意点（令和3年3月15日改訂）】

1 実施場所

- ・窓を開け換気をする。
- ・教室で実施する場合は、児童生徒間を1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとる。
- ・別室で行う場合も密にならないよう十分な距離が確保できる場所で行う。
- ・必ず着席して行う。

2 洗口液の準備・配布等

- ・職員は準備前に手指消毒もしくは石けんで入念な手洗いをを行う。
- ・洗口液配布時に、ティッシュペーパー2枚程度（おせた時洗口液を十分吸収できる量）も配布する。

3 洗口方法・液の吐き出し方についての指導

- ・マスクは洗口液をもらったあと実施直前に外し、外してからは前を向きおしゃべりをしない。
- ・職員の合図で一斉に開始する。
- ・うがいは下を向いた姿勢で行う。
- ・おせたときの飛散防止のため、ぶくぶくうがい中はティッシュペーパー等で口を覆う。
- ・ぶくぶくうがいの後、コップを口につけるようにしてそっとうがい液を出す。
- ・勢いよく出したり、強く“ぺっ、ぺっ”とつばが飛び散るような吐き出し方は行わない。口に残った洗口液が気になる場合はティッシュペーパー等を口にあてつばと一緒に出す。
- ・実施中に咳をしそうになったり違和感あれば、すぐに中断し洗口液をコップに出し、間に合わないときは口を覆っているティッシュペーパー等に出す。
- ・実施後はティッシュ等を紙コップに入れうがい液をしみこませる。
- ・終了後マスクをつける。

4 洗口液の回収

- ・児童生徒は着席したまま職員が回収。紙コップは投げ入れたりせず静かに捨てるよう指導する。
- ・紙コップ回収後は放置せず速やかに職員が袋の口を縛り捨てる。
- *感染予防の観点から、紙コップを使用し、紙コップにティッシュ等を入れて洗口液を吸わせ、そのまま袋に捨てさせる方法をとる。
- *プラスチックコップ等を使用しており、洗口後の液をバケツに入れる場合も、職員が回収する。回収時液が飛び散らないようバケツにコップを近づけそっと入れる。

5 実施後

- ・児童生徒職員ともに石けんで手洗いもしくは消毒液で手指消毒を行う。

- *上記を参考に、各学校歯科医師に相談の上、各学校の実情に合わせて適切に実施する。
- *児童の特性から上記の洗口方法・吐き出し方が明らかに難しい場合は、児童間の距離をとる等工夫して行う。

4 大分県むし歯予防対策研究会の研究協議の概要

(1) 大分県むし歯予防対策研究会設置要綱

(設置)

第1条 児童生徒のむし歯予防等の歯科保健の現状と課題について研究協議し、本県の歯科保健の推進に資するため、大分県むし歯予防対策研究会を設置する。

(組織)

第2条 研究会は、10名程度とし、次に掲げる関係者で構成する。なお、必要に応じて研究会に諮り増員する。委員が出席できない場合は、代理の出席を認める。

- (1) 歯科医療関係者
- (2) 学校関係者
- (3) 保護者代表
- (4) 行政関係者
- (5) 教育委員会関係者

(会長及び副会長)

第3条 研究会に会長及び副会長を各1名置く。

- 2 会長は、大分県教育庁体育保健課長の職にある者をもってあてる。
- 3 副会長は、委員の中から互選する。
- 4 会長は、研究会を代表し、議事その他の会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 研究会は会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長があたる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

(庶務)

第6条 研究会の庶務は、大分県教育庁体育保健課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が研究会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成20年1月22日に定める。

この要綱は、平成21年1月15日から施行する。

(2) 研究協議の経過

大分県の児童生徒のむし歯保有者が全国的にみて多い。

大分県むし歯予防対策研究会《平成 20 年 1 月設置》

設置目的

児童生徒のむし歯予防の歯科保健の現状と課題について協議し、歯科保健の推進に資する。

平成 19・20 年度の研究協議の項目

- 県内の児童生徒のむし歯の現状
- 県内にむし歯が多い背景
- むし歯予防の具体的方法
- 乳幼児期のむし歯の現状
- 学校での取り組みと課題
- 学校でフッ化物洗口をしている京都市へ 視察報告

平成 21・22 年度研究協議の項目

- 大分県における歯科保健の取り組み
・「大分県歯科保健計画（仮称）」について
- 協議「改善のための具体的対応方法」
- 全国及び県内のむし歯の状況について
- 食生活の改善について
- フッ化物洗口の実施状況について（佐賀県と姫島村の状況）
- ・各市町村別 12 歳児のむし歯の現状
- ・就学前のむし歯予防の取り組み
- 協議「食事指導に関すること」
- ブラッシング指導について

平成 23・24 年度の研究協議の項目

- むし歯の影響について
- 学校におけるフッ化物洗口の実施について
・事業実施モデル（案）の検討
- 「学校におけるむし歯予防の手引」の作成
- ・実施手順例（案）の検討
- ・実施手順書（案）の検討

平成 25・26 年度の研究協議の項目

- 「学校におけるむし歯予防の手引」の周知と活用について
- 学校における歯科保健に関する意識調査の実施・結果について
- 九州各県のむし歯予防対策の現状

平成 27・28 年度の研究協議の項目

- 「学校におけるフッ化物洗口導入の手引き」の作成
- 学校における歯科保健に関する調査の実施・結果について

平成 29・30 年度の研究協議の項目

- 学校におけるむし歯予防対策に関する組織的な活動について協議
- 「学校におけるフッ化物洗口の導入の手引き」の周知と活用・平成 30 年度改訂

令和元年～令和 3 年度の研究協議の項目

- 「学校におけるフッ化物洗口の導入の手引き」改訂版の周知と活用
- コロナ禍での歯みがき・フッ化物洗口について
- 12 歳児（中学 1 年生）の意識調査
- 「学校におけるむし歯予防の手引」の改訂

〈引用文献〉

- 1 「生きる力」を育む学校での歯・口の健康づくり(令和元年度改訂)(日本学校保健会)
- 2 学校におけるフッ化物洗口導入の手引き 改訂版 平成30年3月大分県教育委員会

【大分県むし歯予防対策研究会委員・役員】

	所 属 ・ 役 職	令和3年度
会 長	大分県教育庁体育保健課長	加藤 寛章
委 員	大分県小学校長会 研究副部長	中西 勇
委 員	大分県歯科医師会 地域保健委員会理事	谷口 之規
委 員	大分県歯科医師会 地域保健委員会委員	上山 輝樹
委 員	大分大学医学部口腔外科 助教	河野 辰行
委 員	大分県学校保健会養護教諭部会 部会長	城 美穂
委 員	大分県学校保健会養護教諭部会 副部会長	野々下紀恵
委 員	大分県教職員団体 書記次長(教職員代表)	柴田 孝江
委 員	大分県PTA連合会 副会長	曾宮 康生
委 員	大分市体育保健課長(市町村教育委員会代表)	清水 篤
委 員	大分県福祉保健部健康づくり支援課 課長補佐	大津 孝彦
事務局	大分県体育保健課 健康対策・管理監	小野 裕二
事務局	体育保健課学校保健・食育班 指導主事兼主幹	秋吉 陽子
事務局	体育保健課学校保健・食育班 主幹	村上 智子
事務局	体育保健課学校保健・食育班 指導主事	北田 瞬

